

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の説明書

外務省

目次

ページ

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義及び適用対象に関する規定	一
2	強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定	二
3	保険期間の通算及び給付の額の計算に関する規定	二
4	その他	三
三	協定の実施のための国内措置	三

一 概説

1 協定の成立経緯

(1) 我が国とルクセンブルク大公国との間では、相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度、医療保険制度等への強制加入に関する法令が二重に適用される問題及び短期間の派遣では就労地国の年金を受給する権利を取得するために必要な期間の要件を満たせないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらの問題が両国の企業及び国民にとって大きな負担となっていることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、これらの問題の解決を図るべく、ルクセンブルク政府との間で、平成二十二年（二十年）五月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的な合意に達したので、平成二十六年（二十四年）十月十日に東京において、日本側城内外務副大臣とルクセンブルク側シュナイダー副首相兼経済大臣との間でこの協定の署名が行われた。

(2) 我が国は、この種の協定を、ドイツ、英国、韓国、米国、フランス、ベルギー、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、イタリア、アイルランド、ブラジル、スイス、インド及びハンガリーとの間で締結し、又は署名している。

2 協定締結の意義

(1) この協定は、年金制度、医療保険制度等への強制加入に関する法令の適用について両国間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に派遣された被用者等についての保険料の二重負担の問題を解決すること及び年金を受給する権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、相手国の制度に加入していた期間を自国の制度に加入していた期間と併せて計算することができるようにすることを主たる目的とする。

(2) この協定の締結により、二重加入の問題及び保険料掛け捨ての問題が解決することを通じ、両国間の人的交流が円滑化し、ひいては経済交流を含む両国間の関係が一層緊密化することが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文三十三箇条及び末文から成り、その主要な内容は、次のとおりである。

1 定義及び適用対象に関する規定

- (1) 「国民」、「法令」、「権限のある当局」、「実施機関」、「保険期間」、「給付」等の用語の定義について定めるとともに、この協定上定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする旨定める（第一条）。
 - (2) この協定は、日本国については、年金制度に関し、国民年金及び厚生年金保険について、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用する旨定める。また、ルクセンブルクについては、老齢、障害及び遺族に関する年金保険並びに疾病及び出産に係る保険、労働災害及び職業上の疾病に係る保険、介護保険、失業給付並びに家族給付について適用する旨定める。また、この協定は、両締約国の法令の全ての改正についても、その改正が当該改正前の当該法令によって規律され、又は実施されていた制度の範囲を実質的に変更しない限り、適用する旨定める。（第二条）
- 2 強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定
 - (1) 原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する旨定める（第六条）。
 - (2) ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する旨定める（第七条）。
 - (3) 船舶又は航空機において就労する者、公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める（第八条及び第九条）。
 - (4) 両国の権限のある当局等は、一定の要件が満たされる場合には、(1)から(3)までの規定の例外を認めることについて合意することができる旨定める（第十条）。
- 3 保険期間の通算及び給付の額の計算に関する規定
 - (1) 一方の締約国の実施機関は、自国の法令による給付を受ける権利の取得に関して十分な保険期間を有しない者について、自国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮する旨定める（第十三条）。
 - (2) (1)の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合に日本国の実施機関が用いる当該給付の額の計算の方法等、日本側にのみ適用される特別の事項について定める（第十四条から第十七条まで）。
 - (3) (1)の規定の適用によりルクセンブルクの給付を受ける権利が確立される場合にルクセンブルクの実施機関が用いる当該給付の額

の計算の方法等、ルクセンブルク側にのみ適用される特別の事項について定める（第十八条から第二十一条まで）。

4 その他

自国に居住する両国の国民の待遇の平等（第四条）、自国外に居住する両国の国民の給付の同等の取扱い（第五条）、協定の実施のために必要な協力（第二十二条）、文書の提出に係る行政上の手数料等の減免及び認証等の免除（第二十三条）、両国間の連絡及び使用言語（第二十四条）、個人情報伝達及び秘密性（第二十五条）、相手国の法令に基づく申請等の受理（第二十六条）、給付の支払における通貨（第二十七条）、協定の解釈等に関する意見の相違の解決（第二十八条）、協定の効力発生に当たっての経過措置（第三十条及び三十一条）、協定の効力発生手続（第三十二条）並びに協定の終了手続及び協定の下で取得された給付に関する権利の維持（第三十三条）について定める。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

